

# 「南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業補助金」の概要

農業の持続的な維持、発展に向けた農業現場のブラッシュアップ（磨き上げ）を目的に、農作業における省力化技術の導入や土壌診断による健全な土づくりを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付（事業年度：令和6～8年度）します。



## 【補助対象者】

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織

※ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）

## 1. 草刈り・水管理労力等軽減事業補助金

## 省力化技術・ スマート農業の導入！

### 【趣旨】

草刈り・水管理作業等における労力の軽減を図るため、下記「補助対象機械等」の整備にかかる費用（通信費は除く）の一部を助成します。

### 【補助対象機械等】

ウイングモア →



スパイダーモア →



#### ○小規模草刈機

（ウイングモア、スパイダーモア等、ただし、刈払機及びトラクターに装着する付属品は除く）

#### ○水管理システム（水位センサー、給水ゲート等）

#### ○育苗ハウス温度管理システム

水管理システム →



### 【補助金の額】

「補助対象機械等」の整備にかかる費用に2分の1を乗じて得た額以内（上限200千円/補助対象者）を交付します。

なお、同一の補助対象者に対し同一年度当たり1回限りの交付としますが、事業年度期間内（令和6～8年度）に、通算して上記の補助金上限額に達するまで交付を受けることができます。

（例）令和6年度に16万円の小規模草刈機を整備⇒補助額8万円

令和8年度に24万円で水管理システムを整備⇒補助額12万円 補助額合計20万円

## 2. 健全な土づくり推進事業補助金

## 各農地に適した 土づくりを推進！

### 【趣旨】

各農地に適した施肥とともに、化学肥料・農薬の低減を実現し、健全な土づくりを推進するため、土壌診断にかかる費用の一部を助成します。



### 【補助金の交付要件】

- ・土壌診断を実施する農地は、市内の農地に限ります。
- ・土壌診断の内容は、水稲作の場合は可給態窒素又はpH（水素イオン指数）、畑作の場合はEC（電気伝導度）が分析診断されていることが必要です。

### 【補助金の額】

土壌診断にかかる費用に2分の1を乗じて得た額以内（上限6千円/区画かつ上限30千円（各年度当たり最大5区画）/補助対象者）を交付します。

ただし、同一の補助対象者に対し年度当たり1回限りの交付とします。



ブラッシュアップ



【担当】 南砺市 農政課 農政係

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 TEL 0763-23-2016 FAX 0763-52-6348